

令和6年7月25日からの大雨に関する 被災中小企業・小規模事業者の皆様への 支援策等について（商工業関係まとめ）

令和6年9月版

東北経済産業局 産業部
中小企業課／経営支援課

山形県 産業労働部
商業振興・経営支援課

相談窓口を
お探しの方
(山形県)

○山形県による大雨被害特別金融窓口

県で設置した県内中小企業者の経営に対する影響に対応するための特別金融相談窓口です。

場所：県庁 8 階、産業労働部 商業振興・経営支援課内 (☎ 023-630-2135)

面談又はお電話で対応します。

相談窓口を
お探しの方
(経営全般)

○国による大雨被害に関する特別相談窓口

東北経済産業局、中小企業基盤整備機構東北本部及び観光庁（東北運輸局）において、特別相談窓口を設置しています。

①よろず支援拠点における特別相談窓口

山形よろず支援拠点 (☎ 023-647-0708)

②中小企業基盤整備機構東北本部における特別相談窓口

企業支援部企業支援課 (☎ 022-716-1751)

③観光庁（東北運輸局）における観光関連事業者相談窓口

東北運輸局 観光部 観光企画課 (☎ 022-791-7509)

- ・よろず支援拠点は、国が設置している無料の経営相談所です。
- ・中小機構では、オンライン経営相談も準備しています。
- ・東北運輸局では、観光関連事業者からの相談・要望対応、活用可能な支援策や他省庁の窓口の紹介を行います。

相談窓口を
お探しの方
(融資)

○日本政策金融公庫による特別相談窓口

今回の大雨により被害を受けた中小・小規模事業者への特別相談窓口です。

① 日本政策金融公庫 山形支店 中小企業事業 (☎ 023-641-7941)

② 日本政策金融公庫 山形支店 国民生活事業 (☎ 0570-006754 ナビダイヤル)

③ 日本政策金融公庫 酒田支店 国民生活事業 (☎ 0570-007419 ナビダイヤル)

④ 日本政策金融公庫 米沢支店 国民生活事業 (☎ 0570-007787 ナビダイヤル)

- 中小企業事業 / 主に資本金 10 百万円以上の中小企業
- 国民生活事業 / 個人事業主や小規模事業者

貸付を
ご検討の方
(山形県)

○経営安定資金

県内の地方銀行、信用金庫及び信用組が、運転資金又は設備資金を融資する経営安定資金の貸付を実施しています。

県内金融機関の各支店等の窓口

災害救助法適用地域の中小企業者は、最寄りの金融機関で、最大 10 年間（据置き 2 年）の低利融資を受けることができます。

貸付を
ご検討の方
(公庫等)

○災害復旧貸付

県内の日本政策金融公庫（上記）及び商工中央金庫が、運転資金又は設備資金を融資する災害復旧特別貸付を実施しています。

商工中金中央金庫 山形支店 (☎ 023-632-2111) / 酒田支店 (☎ 0234-24-3922)

一般貸付以外の上乗せ融資で、中小企業は、最大 15 年間（据置き 2 年）の低利融資を受けることができます。

貸付を
ご検討の方
(小規模共済)

○小規模企業共済災害時貸付

中小企業基盤整備機構が被災したことを示す証明書などの提出により原則として即日、低利で災害時貸付として融資します。

中小企業基盤整備機構共済相談室 (☎ 050-5541-7171)

商工組合中央金庫の支店でも相談を受け付けています（上記参照）

12 ヶ月以上の掛金を納付している契約者に対し原則掛金合計額に納付月数に応じた最大 9 割の低利融資です。担保、保証人も不要です。

貸付を
ご検討の方
(債務保証)

○山形県信用保証協会による保証

大雨の影響により売上高等が減少している中小、小規模事業者とした一般保証とは別枠の保証制度です。

本店営業部 (☎ 023-647-2240) 以下市町村以外

米沢支店 (☎ 0238-23-7630) 米沢、南陽、高畠、川西

長井支店 (☎ 0238-84-1674) 長井、白鷹、飯豊、小国

新庄支店 (☎ 0233-22-3171) 新庄、舟形、大蔵、戸沢、鮭川、真室川、金山、最上

酒田支店 (☎ 0234-22-7644) 酒田、庄内、遊佐

鶴岡支店 (☎ 0235-22-6122) 鶴岡、三川

【経営安定資金】として、一般保証とは別枠で、
無担保保証80百万円以内を含み最大2.8億円
を100%の割合で保証します。

既往債務
への対応

- 山形県内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、国から要請しています。
(7月25日付けで中企庁担当者から各機関に連絡済み)

復旧のための
補助金をお探しの方

○被災中小企業支援事業

災害救助法適用16市町村に事業所を有する中小企業・小規模事業者の施設・設備等の復旧に必要な経費の一部を補助します。

補助率	中小企業：1/2、小規模事業者：2/3
補助上限額	200万円（復旧費用が1億円以上の場合は特例的に500万円に引上げ）

・申請方法等の詳細については、今後、県のホームページ等でお知らせします。

その他の
補助金をお探しの方

○その他の設備投資などの補助事業

災害からの復旧を目的とした補助金ではありませんが、以下の制度も活用可能です。

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（公募時期未定）>>> 主に設備
- ② 中小企業省力化投資補助金（通年公募）>>> 主に、人手不足解消に向けた省力化製品
- ③ IT導入補助金（公募時期あり）>>> 主に、IT機器、ソフトウェア
- ④ 省エネ補助金（公募時期あり）>>> 主に、省エネ設備（更新のみ）

・それぞれ公募時期や申請、採択が必要です。
・詳しくは、お近くの商工会、商工会議所、
やまがた産業支援機構などにご相談ください。

一時休業等
をご検討の方

○雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合、休業、教育訓練、又は出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して、休業手当や賃金等の一部を助成する制度です。

①山形労働局助成金センター (☎ 023-666-3614)

②最寄りの各ハローワーク

(※ハローワークやまがた管内の事業所の場合は、
①助成金センターにお問い合わせください。)

・事前に休業等実施計画届を提出いただく必要があります。
・支給要件の確認等を含めて左記の連絡先まで、お気軽にご相談ください。